



発行 東京都

目次

50

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都都税証紙代金収納計器条例施行規則を廃止する規則……………（主税局課税部計画課）…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第七十七条の十」を「第七十七条」に改める。

第十二条の十一の見出し中「の種別割」を削る。

第十二条の十一の二（見出しを含む。）中「第八十二条第一項」を「第七十四条第一項」に改める。

第二十八条の二から第二十八条の九までを次のように改める。

第二十八条の二から第二十八条の九まで 削除

第二十八条の十の見出し中「の種別割」を削り、同条中「第七十七条第四項に規定する」を「第六十九条第四項の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第一号イ(1)中「第七十七条第一項第二号イ」を「第六十九条第一項第二号イ」に改め、同号イ(2)中「第七十七条第一項第二号イ(5)」を「第六十九条第一項第二号イ(5)」に改め、同号ロ(1)中「第七十七条第一項第二号ロ」を「第六十九条第一項第二号ロ」に改め、同号ロ(2)中「第七十七条第一項第二号ロ(5)」を「第六十九条第一項第二号ロ(5)」に改め、同条第二号イ中「第七十七条第一項第二号イ(1)」を「第六十九条第一項第二号イ(1)」に改め、同号ロ中「第七十七条第一項第二号ロ(1)」を「第六十九条第一項第二号ロ(1)」に改め、同条第三号イ中「第七十七条第一項第三号イ(1)(ii)」を「第六十九条第一項第三号イ(1)(iii)」に改め、同条第四号中「第七十七条第一項第一号ロ」を「第六十九条第一項第一号ロ」に改め、同条第五号イ中「第七十七条第一項第一号イ(3)」を「第六十九条第一項第一号イ(3)」に改め、同号ロ中「第七十七条第一項第二号イ(1)」を「第六十九条第一項第二号イ(1)」に改め、同条第六号イ(1)中「第七十七条第一項第二号ハ(1)(i)」を「第六十九条第一項第二号ハ(1)(i)」に改め、同号イ(2)中「第七十七条第一項第二号ハ(ii)」を「第六十九条第一項第二号ハ(ii)」に改め、同号ロ(1)中「第七十七条第一項第二号ハ(2)(i)」を「第六十九条第一項第二号ハ(2)(i)」に改め、同号ロ(2)中「第七十七条第一項第二号ハ(2)(ii)」を「第六十九条第一項第二号ハ(2)(ii)」に改め、同条第七号イ(1)中「第七十七条第一項第二号ニ(1)(i)」を「第六十九条第一項第二号ニ(1)(i)」に改め、同号イ(2)中「第七十七条第一項第二号ニ(1)(ii)」を「第六十九条第一項第二号ニ(1)(ii)」に改め、同号ロ(1)中「第七十七条第一項第二号ニ(2)(i)」を「第六十九条第一項第二号ニ(2)(i)」に改め、同号ロ(2)から(4)までの規定中「第七十七条第一項第二号ニ(2)(i)」を「第六十九条第一項第二号ニ(2)(ii)」に改め、同条第八号イ中「第七十七条第一項第四号イ」を「第六十九条第一項第四号イ」に改め、同号ロ中「第七十七条第一項第四号ロ」を「第六十九条第一項第四号ロ」に改める。

第二十八条の十の二を削る。

第二十八条の十一を次のように改める。

（条例第八十一条の下肢等障害者の範囲等）

第二十八条の十一 条例第八十一条第一項に規定する下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者(以下「下肢等障害者」という。)は、次に掲げる者とする。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号による障害の級別に該当する障害を有する者

障害の区分	障害の級別	
	移動機能	上肢機能
下肢不自由	一級から六級までの各級	一級及び二級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級	一級及び二級
上肢不自由	一級及び二級	一級及び二級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	一級から六級までの各級	一級から三級までの各級及び四級の1
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の1	二級及び三級
聴覚障害	二級及び三級	三級及び五級
平衡機能障害	三級及び五級	三級(こう頭摘出に係るものに限る。)
音声機能又は言語機能障害	三級(こう頭摘出に係るものに限る。)	一級、三級及び四級
心臓機能障害	一級、三級及び四級	一級、三級及び四級
じん臓機能障害	一級、三級及び四級	一級、三級及び四級
呼吸器機能障害	一級、三級及び四級	一級、三級及び四級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級及び四級	一級、三級及び四級
小腸機能障害	一級、三級及び四級	一級から三級までの各級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級	一級から四級までの各級
肝臓機能障害	一級から三級までの各級	

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により戦傷

病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。)のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三による重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有する者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各級及び第一款症から第三款症までの各級症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各級症及び第一款症から第三款症までの各級症
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各級症
視覚障害	特別項症から第四項症までの各級症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各級症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各級症
音声機能又は言語機能障害	特別項症から第二項症までの各級症(こう頭摘出に係るものに限る。)
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各級症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各級症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各級症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各級症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各級症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各級症

三 東京都が知的障害者に発行する手帳(以下「愛の手帳」という。)の交付を受けている者(身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者で前二号の規定に該当するものを除く。)のうち、当該手帳に知的障害の程度が総合判定一度から三度までである者として記載されている者

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五

号)第六条第三項に定める一級の障害を有するもの(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第三十六条第三号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限り、かつ、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は愛の手帳の交付を受けている者で前三号の規定に該当するものを除く。)

第二十八条の十一の次に次の二条を加える。

(条例第八十一条第二項の障害の程度を証する書類)

第二十八条の十一の二 条例第八十一条第二項に規定する障害の程度を証する書類で規則で定めるものは、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳とする。

(自動車税の減免)

第二十八条の十一の三 条例第八十一条第一項の規定による自動車税の減免の適用については、下肢等障害者一人につき一台の自家用の自動車に限るものとし、当該減免の額は、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額とする。ただし、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額が千円未満である場合には、第一号に掲げる金額とする。

一 条例第八十一条第一項の規定による減免適用前の税額

二 四万五千円

2 法第五十七条第一項の規定の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、同項第二号中「四万五千円」とあるのは「四万五千円に納税義務が発生した月の翌月から当該年度の末日の属する月までの月数を乗じて得た額を十二で除して得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」とする。ただし、当該者が法第五十七条第一項の規定の適用を受けなかった場合において前項ただし書の規定の適用を受けるときについては、この限りでない。

3 法第五十七条第二項の規定の適用を受ける者に対する前二項の規定の適用については、当該者が同条第一項の規定の適用を受ける場合にあつては前項中「当該年度の末日の属する月」とあるのは「納税義務が消滅した月」とし、同条第一項の規定の適用を受けない場合にあつては第一項第二号中「四万五千円」とあるのは「四万五千円に賦課期日の属する月から納税義務が消滅した月までの月数を乗じて得た額を十二で

除して得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」とする。

第二十八条の十二を次のように改める。

(条例第八十条の自動車)

第二十八条の十二 条例第八十条第一項に規定する規則で定める自動車は、次に掲げる自動車とする。

一 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する一般乗合用のバス(同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。)で、都民の生活に必要なバス路線の維持のために知事が行う補助を受けた路線の運行の用に供されるもの

二 構造上専ら下肢等障害者の利用に供するためのものと認められる自動車であつて、現に当該自動車の使用の目的のために供されているもの(特定の下肢等障害者の利用に供されるものにあつては、当該下肢等障害者一人につき一台に限る。)

三 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条第一項の指定自動車教習所が所有する教習車

四 前三号に掲げるもののほか、特別の事情がある自動車

2 前項に規定する自動車に係る自動車税の減免を受けようとする者が条例第八十条第三項の規定により申請書を提出する場合には、前項各号に掲げる自動車であることを証明する書類その他知事において必要があると認める書類を併せて知事に提出しなければならない。

第二十八条の十三の見出し及び同条第一項中「第八十五条の六第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同項第二号中「の種類割」を削り、同条第二項中「第八十五条の六第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

第四十条の八の四第二項中「、法第六十四条第五項」を削る。

第四十条の九の二中「第八十条第三項」を「第七十二条第三項」に、「自動車税(種別割)納税済証印」を「自動車税納税済証印」に改める。

附則第十項中「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める。

附則第十一項中「第七十七条第一項第一号イ(1)」を「第六十九条第一項第一号イ(1)」に改め、「の種別割」を削り、同項第一号中「次項第四号及び」及び「次項第五号及び」を削り、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、「に初回新規登録」の下に「(条例附則第六条の四第一項に規定する初回新規登録をいう。以下同じ。)」を加え、同項第二号中「次項第六号及び」を削り、「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第四号から第六号までを削る。

附則第十三項各号列記以外の部分を次のように改める。

特種用途自動車に次に掲げるもののうち、第二十八条の十第五号イ及び第八号イに規定する自動車に対する同条の規定の適用については、当該自動車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、同条第五号イ及び第八号イ中「条例」とあるのは、「条例附則第七条第三項の規定により読み替えて適用される条例」とする。

附則第十四項中「第七十七条第一項第一号ロ」を「第六十九条第一項第一号ロ」に改める。

附則第十五項中「の種別割」を削る。

「第六十三号様式から第九十六号様式まで 削除

第九十七号様式 自動車税(環境性能割) 修正申告書

第九十八号様式 自動車税(環境性能割) 納税義務免除申告書

第九十九号様式 自動車税(環境性能割) 納税義務免除申請書

別記様式中  
 第百号様式 自動車税(環境性能割) 納税義務免除決定通知書 を「第

第百一号様式 自動車税(環境性能割) 徴収猶予許可通知書

第百二号様式 自動車税(環境性能割) 更正等通知書 決定

六十三号様式から第百二号様式まで 削除」に、「第百三号様式 自動車税(種別割)

納税通知書」を「第百三号様式 自動車税納税通知書」に、「第百九号様式 自動車税(環境性能割・種別割) 非課税申告書」を「第百九号様式 自動車税非課税申告書」に、「第百十号様式 自動車税(種別割) 納税済証印」を「第百十号様式 自動車税納税済証印」に、「第百十号の二様式 自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書」を「第百十号の二様式 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書」に、「第百十号の三様式 自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除決定通知書」を「第百十号の三様式 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除決定通知書」に、

「第百十一号様式 自動車税(環境性能割・種別割) 減免申請書(甲) を

「第百十一号様式 自動車税減免申請書(甲) に、「第百十一号の二様式 自動車税(種別割) 減免申請書(中古商品自動車用)」を「第百十一号の二様式 自動車税減免申請書(中古商品自動車用)」に、「第百十二号様式 自動車税(種別割) 納税済等証明書」を「第百十二号様式 自動車税納税済等証明書」に、

「第百十二号の二様式 自動車税(種別割) 納税証明書(甲) を

「第百十二号の二様式 自動車税納税証明書(乙) に、「第百十二号の三様式 自動車税(種別割) 納税済等証明書(丙) を

「第百十二号の二様式 自動車税納税証明書(丁) に、「第百十二号の三様式 自動車税(種別割) 納税済等証明書(戊) を

「第百九十号の二様式 自動車税(環境性能割・種別割) 台帳兼徴収簿」を「第百九十号の二様式 自動車税台帳」に、

別記第五号様式（乙）その一を次のように改める。

（壬）（辛）（庚）  
削除

第二百十五号様式 都税滞納繰越徴収簿（戊）に改める。

（丁）（丙）（乙）（甲）（壬）（辛）（庚）（己）

第二百十五号様式 都税滞納繰越徴収簿（戊）を

（丁）（丙）（乙）（甲）

「第二百六号の三様式 自動車税（環境性能割）徴収簿」を削り、

「第二百五号様式 自動車税徴収簿（甲）（乙）」に改め、

「第二百五号様式 自動車税（種別割）徴収簿（乙）（甲）」を

第5号様式（乙）（条例第72条関係）

領 収 証 書												納付書兼納入済通知書												原 符											
年度 会計				款				年度 会計				款				年度 会計				款															
項・目		節		項・目		節		項・目		節		項・目		節		項・目		節																	
納付書 事務所 調定年度						納付書 事務所 調定年度						納付書 事務所 調定年度																							
地区 車種 カナ 番号						地区 車種 カナ 番号						地区 車種 カナ 番号																							
登録番号						登録番号						登録番号																							
納期限（登録年月日）						納期限（登録年月日）						納期限（登録年月日）																							
自動車税額		税目		千 百 十 万 千 百 十 円		自動車税額		税目		千 百 十 万 千 百 十 円		自動車税額		税目		千 百 十 万 千 百 十 円																			
納人 住所名（名称）		上記の金額を領収いたしました。				納人 住所名（名称）		上記の金額を納付します。				納人 住所名（名称）		上記の金額を納付します。																					
領収日付印						領収日付印						領収日付印																							
主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所						主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所						主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所																							
日 計				口 数				日 計				口 数				日 計				口 数															
金額				千 百 十 万 千 百 十 円				金額				千 百 十 万 千 百 十 円				金額				千 百 十 万 千 百 十 円															
主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所						主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所						主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所																							

寸法 { 縦 180ミリメートル  
横 270ミリメートル（各票90ミリメートル）

備考1 この様式は、条例第72条第2項の規定により自動車税を納付する場合に用いること。  
2 自動車税額は、訂正しないこと。  
3 この様式は、白色地にセピア色刷りとすること。

別記第五号様式(乙)その一を別記第五号様式(乙)とする。  
 別記第五号様式(乙)その二及び第五号様式(丙)その三を削る。  
 別記第五号様式(丁)その一(表備考1中「自動車税種別割」や「自動車税」に改める。  
 別記第五号様式(丁)その二(表)中「第71条の3第1項」や「第72条」に改め、同様式(表備考1中「自動車税種別割」や「自動車税」に改める。  
 別記第二十二号の三様式(一)(表)中「自動車税種別割」や「自動車税」に改める。

「都 税 務 所 長 宛」  
 別記第二十二号の四様式中 支 庁 長 宛 や  
 都税総合事務センター所長 宛

「都 税 務 所 長 宛」に改める。  
 別記第二十三号様式(乙)(表備考1中「自動車税種別割」や「自動車税」に改める。  
 別記第二十三号様式(丙)(表)中「自動車税(種別割)督促状」や「自動車税督促状」に改め、同様式(表備考1中「自動車税種別割」や「自動車税」に改める。  
 別記第二十四号様式(丙)(表)中「自動車税(種別割)徴収引受通知書兼納税催告書」や「自動車税徴収引受通知書兼納税催告書」に改め、同様式(表)中「自動車税(種別割)督促状」や「自動車税督促状」に改め、同様式(表備考1中「自動車税種別割」や「自動車税」に改める。  
 別記第二十五号様式及び第二十五号の二様式を次のように改める。

第25号様式(条例第28条等関係)

都 税 務 所 長 宛 支 庁 長 宛 都税総合事務センター所長 宛				年 月 日
(住所(居所) 事務所(事業所、寮等)所在地 フリガナ 氏名(名称) 電話番号				
この度、 納 税 管 理 人 申 告 書 都 税 務 所 支 庁管内において私の納付(納入)すべき 都税総合事務センター 納 税 管 理 人 申 告 書 都 税 務 所 支 庁管内において私の納付(納入)すべき 都税総合事務センター 納 税 管 理 人 申 告 書				
この度、 納 税 管 理 人 申 告 書 都 税 務 所 支 庁管内において私の納付(納入)すべき 都税総合事務センター 納 税 管 理 人 申 告 書				
き税に係る徴収金について、納税(納入)に関する一切の事項を処理させるため次のとおり納税管理人を 定 め 変 更 し 解 除 し ま した か ら 申 告 し ます。				
新	住所等	電話番号 ( )		
納税管理人	フリガナ	生年月日	年 月 日	生
	氏名(名称)			
旧	住所等	電話番号 ( )		
納税管理人	フリガナ	生年月日	年 月 日	生
	氏名(名称)			
摘要				

備考 1 新たに納税管理人を設ける場合には「新納税管理人」の欄に記入すること。  
 2 納税管理人を解除する場合には「旧納税管理人」の欄に記入すること。この場合において「次のとおり納税管理人を」とあるのは「次のとおり納税管理人を定

(日本産業規格A列4番)

- めておりませんが」と読み替えるものとする。
- 3 条例第48条の6第1項又は第2項に規定する不動産取得税の納税管理人申告及び第125条第1項又は第2項に規定する固定資産税の納税管理人申告に用いる場合にあつては、「摘要」の欄に所有物件所在地を記入すること。
- 4 条例第78条第1項又は第2項に規定する自動車税の納税管理人申告に用いる場合にあつては、「摘要」の欄に自動車登録番号を記入すること。

第25号の2様式 (条例第28条等関係)

年 月 日

都 税 務 所 長 宛  
支 庁  
都税総合事務センター

住所 (居所)  
事務所 (事業所、寮等) 所在地  
フリガナ  
氏名 (名称)  
電話番号

区域外納税管理人承認申請書

この度、  
都 特別区の存する区域外  
外 に住所等を有する次の者について、私の納付 (納入) すべき税に係る徴収金について、納税 (納入) に関する一切の事項の処理につき便宜を有するため、次のとおり納税管理人として変更することについて、承認を申請します。

定 め る  
解 除 す る

新 納税管理人	住所等	電話番号 ( )		
	フリガナ 氏 名 (名 称)	生年月日	年	月 日生
旧 納税管理人	住所等	電話番号 ( )		
	フリガナ 氏 名 (名 称)	生年月日	年	月 日生
摘要	納税 (納入) に関する一切の事項の処理につき便宜を有する理由			

(日本産業規格A列4番)

備考 1 新たに納税管理人を設ける場合には、「新納税管理人」の欄に記入すること。

- 2 納税管理人を解除する場合には「旧納税管理人」の欄に記入すること。この場合において「次のとおり納税管理人として」とあるのは「次のとおり納税管理人を定めておりましたが」と読み替えるものとする。
- 3 条例第48条の6第1項又は第2項に規定する不動産取得税の納税管理人に関する申請及び第125条第1項又は第2項に規定する固定資産税の納税管理人に関する申請に用いる場合にあつては、「摘要」の欄に所有物件所在地を記入すること。
- 4 条例第78条第1項又は第2項に規定する自動車税の納税管理人に関する申請に用いる場合にあつては、「摘要」の欄に自動車登録番号を記入すること。

第百三十一号様式ニ於て「自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割」  
 及び「自動車税環境性能割にあつては「法人事業税」とあるのは「自動車税環境性能  
 割」と、 「自 年 月 日 事業年度分の 」とあるのは「 年 月 日  
 取得の登録番号の自動車に係る」と、軽自動車税環境性能割にあつては「法人事業税」  
 とあるのは「軽自動車税環境性能割」と、 「自 年 月 日 事業年度分の 」  
 とあるのは「 年 月 日取得の車両番号の軽自動車に係る」とである。  
 第百三十九号様式ニ於て「自動車税、軽自動車税環境性能割」や「自動車税」に  
 および「自動車税環境性能割にあつては「取得年月日」、「登録番号」及び「自動車  
 の種別・用途」を」とある「自動車税種別割にあつては「取得年月日」や「自動車税に  
 あつては「徴収区分」及び「軽自動車税環境性能割にあつては「取得年月日」、  
 「車両番号」及び「軽自動車の種別・用途」を」と及び「自動車税環境性能割又は軽自  
 動車税環境性能割にあつては「税額」とあるのは「環境性能割額」と、自動車税種別割  
 にあつては「税額」とあるのは「種別割額」とである。  
 別記第九十七号様式から第百二七号様式までを次のように定める。  
 別記第九十七号様式から第百二七号様式まで 題名  
 第百三十三号様式ニ於て「第80条」や「第72条」及び「自動車税（種別割）納税通知  
 書」や「自動車税納税通知書」に於て「回覧表」を「自動車税種別割」や「自動車税」  
 に定める。  
 第百三十三号様式ニ於て「自動車税（種別割）納税通知内訳書」や「自動車税納税通  
 知内訳書」に於て「回覧表」を「自動車税（種別割）納税通知書」や「自動車税納税  
 通知書」に定める。  
 第百三十七号様式ニ於て「第83条」や「第75条」及び「自動車税種別割」や「自動車税」  
 に  
 「公団、アパート同」 及び 「建物名等」 及び 「都税事務所長」 及び 「居先等」 及び 「支庁長」

「都 税 事 務 所 長  
支 庁 長 じがぬ。」  
都税総合事務所所長

別記第百八号様式中「第83条」や「第75条」じ 支 庁 長 宛 や 「都税事務所長

「都 税 事 務 所 長 宛 じ じ 「自動車税種別割」や「自動車税」じ  
支 庁 長 宛 じ じ 「自動車税種別割」や「自動車税」じ  
都税総合事務所所長 宛 じ じ

「公園、アパート同居  
先等」や 「建物名等」じがぬ。

別記第百九号様式中「自動車税(環境性能割・種別割) 非課税申告書」や「自動車税  
非課税申告書」じがぬ、同様式備考のを削り、備考のを備考として、同様式備考4中  
「又は第44条第1項」を削り、同様式中備考4を備考として、備考のを備考4として、  
別記第百十号様式中「自動車税(種別割) 納税済証印」や「自動車税納税済証印」じ  
改める。

別記第百十号の二様式中「第85条」や「第77条」じ 「自動車税(種別割)」や「自  
動車税」じ 「種別割額」や「自動車税額」じがぬ。

別記第百十号の三様式中「第85条」や「第77条」じ 「自動車税(種別割)」や「自  
動車税」じ 「自動車税種別割」や「自動車税」じ 「種別割額」や「自動車税額」じ  
改める。

別記第百十一号様式(甲)を次のように改める。

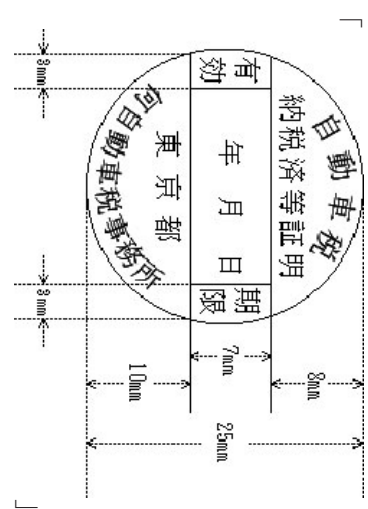
第111号様式(甲)(条例第80条関係)

都税総合事務所所長 宛		登録 番号	地区表示	車種番号	かな 文字	番 号
納税義務者 住所 氏名(名称) 電 話 ( )		自動車税減免申請書(公益その他用)				
東京都都税条例第80条の規定により、次のとおり自動車税の減免を申請します。		年 月 日				
定 置 場	登 録 年 月 日	年 月 日	車体の形状	年 月 日		
種 別	用 途	乗 用 車 ト ラ ッ ク (貨物、貨客兼用) バ ス ト レ ー ラ ー (けん引、被けん引) 特 種 用 途 車 ( )	自家用・営業用の別	自 家 用 自 家 用 営 業 用		
車 名	年 式	乗車定員	人			
最大積載量	kg	総排気量 又は総容積	ℓ			
税 額	証 紙 徴 収 分 普 通 (徴 収 分 年 度)	減 免 額	円			
自動車の使用の状態及び減免を受けようとする理由						

(日本産業規格A列4番)

- 備考 1 この様式は、条例第80条第1項の自動車に係る自動車税の減免の申請に用いること。
- 2 規則第28条の12第1項第2号の自動車に係る自動車税の減免の申請にあつては、「自動車税減免申請書(公益その他用)」とあるのは「自動車税減免申請書(構造用)」と読み替えるものとし、当該減免に係る下肢等障害者の「住所」、「氏名」、「生年月日」、「電話番号」及び「納税義務者との続柄」並びに事業所の「所在地」及び「名称」を付記すること。
- 3 減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。





に改め、同様式備考1中「自動車税種別

割」を「自動車税」に改める。

別記第四百十七号様式との三纏糸10中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改める。

別記第九十号の二様式中「自動車税（環境性能割・種別割）台帳」を「自動車台帳」に改める。

環境性能割額	款	項	日	千	百	十	万	千	百	十	円
	諸収入										
種別割額											
合計金額											

改める。  
別記第二百五号様式（甲）を次のように改める。

に を

第205号様式（甲）

事務所名 (コード)	年度	自動車税徴収簿				作成年月日	頁数
登録 番号	自動車 登録コード	登録 年月	住所	氏名		摘要	
年税額	円	納税通知書 公示送達	督促状公 示年月日	氏名		摘要	
期別コード	納期限	税額	収入税額	延滞金額	収入年月日	納付年月日	収入区分
		円	円	円			過誤 納金
税額	延滞金額	過誤納 番号	執行 年月日	停止処分 年月日	番号	徴収 引受(継)	年月日
円	円						事務所

登録 番号	自動車 登録コード	登録 年月	住所	氏名		摘要	
年税額	円	納税通知書 公示送達	督促状公 示年月日	氏名		摘要	
期別コード	納期限	税額	収入税額	延滞金額	収入年月日	納付年月日	収入区分
		円	円	円			過誤 納金
税額	延滞金額	過誤納 番号	執行 年月日	停止処分 年月日	番号	徴収 引受(継)	年月日
円	円						事務所

備考 1 この様式は、電子計算機により作成する自動車税の徴収簿として用いること。  
2 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

寸法 { 縦 228.6mm  
横 355.6mm

別記第二百五号様式(乙)中「自動車税(種別割)徴収簿」を「自動車税徴収簿」に  
 改め、同様式備考1中「~~自動車税(種別割)徴収簿~~」を「~~自動車税~~」に改める。  
 別記第二百六号の三様式を削る。  
 別記第二百五号様式(庚)を次のように改める。  
 別記第二百五号様式(庚) 削除  
 別記第二百二十一号様式(乙)を次のように改める。

第221号様式(乙)(第48条関係)

都 税 滞 納 票																																										
滞 納 表 示			税 目	納 期 限	納 公	猶 予 の 期 限	延滞金年7.3%の期限	事務所コード	転居先	住 所 氏 名 (納税管理人)																																
年度	年度	年度								年 月 日	姓 名	住 居	番 号	都 市 区 町 村	支 店 番 号	住 所 番 号																										
引継前納付経過	本 税	延滞金	調 定 年 度	期 別 コード	自 動 車 登 録 コー ド					滞 納 税 額	分 納	異 動 事 由																														
					地区	車種	カナ	番 号	登 録 年 月 日				C																													
計算	延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円	延滞金	円	督 促 状 日	督 公	車 検 有 効 期 限	特 定 コー ド	留 保 区 分	住 所 コー ド																												
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">摘 要</th> <th rowspan="2">留 保 者</th> <th rowspan="2">納 付 年 月 日</th> <th colspan="2">本 税</th> <th rowspan="2">担 当 印</th> <th rowspan="2">% 7.3 日</th> <th rowspan="2">% 14.6 日</th> <th rowspan="2">計 算 延 滞 金</th> <th colspan="2">延 滞 金</th> <th rowspan="2">担 当 印</th> </tr> <tr> <th>納 付 額</th> <th>残 額</th> <th>納 付 額</th> <th>残 額</th> </tr> <tr> <td>処 分 経 過</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table>															摘 要	留 保 者	納 付 年 月 日	本 税		担 当 印	% 7.3 日	% 14.6 日	計 算 延 滞 金	延 滞 金		担 当 印	納 付 額	残 額	納 付 額	残 額	処 分 経 過			円	円				円	円	円	
摘 要	留 保 者	納 付 年 月 日	本 税		担 当 印	% 7.3 日	% 14.6 日	計 算 延 滞 金	延 滞 金		担 当 印																															
			納 付 額	残 額					納 付 額	残 額																																
処 分 経 過			円	円				円	円	円																																

寸法 { 縦 101.6ミリメートル  
横 237.5ミリメートル

- 備考 1 この様式は、自動車税に係る滞納票に用いること。  
 2 この様式は、白色地に黒ねずみ色刷りとすること。  
 3 必要があるときは、上記の記載事項について所要の補正を加えることができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の東京都条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 施行日前の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都条例施行規則(以下「旧規則」という。)別記第百十二号様式により交付された自動車税(種別割)納税済等証明書、旧規則別記第百十二号の様式(甲)、同様式(乙)、同様式(丙)及び同様式(丁)により交付された自動車税(種別割)納税証明書並びに旧規則別記第百十二号の三様式により押印された自動車税(種別割)納税済等証明書で現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、新規則別記第百十二号様式により交付された自動車税納税済等証明書、新規則別記第百十二号の様式(甲)、同様式(乙)、同様式(丙)及び同様式(丁)により交付された自動車税納税証明書並びに新規則別記第百十二号の三様式により押印された自動車税納税済等証明書とみなす。

6 平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)第一条の規定による改正前の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る旧規則別記第百四十七号様式その三については、新規則別記第百四十七号様式その三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この規則の施行の際、旧規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則を廃止する規則

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第百六十号)は、廃止する。

附則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 東京都条例の一部を改正する条例(令和八年東京都条例第六十号)附則第十項の規定により収納計器を始動するために必要な票札(以下「始動票札」という。)を返還しようとする者は、東京都始動票札返還報告書(附則別記第一号様式)に返還すべき全ての始動票札を添えて知事に提出しなければならない。

